



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>
鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

鳥取労働局行政運営方針について

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の実情を踏まえ県民からの期待に応えるため、働き方改革の推進をはじめとする各種施策の計画的、効果的な運営を行います。

このために鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2019年度は以下の項目を最重点課題として、行政運営を行うこととしています。

【2019年度の最重点施策】

- 1 働き方改革による労働環境の改善と労働生産性の向上
 - 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等
 - 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保
 - 第13次労働災害防止推進計画に基づく労働災害の防止
 - 治療と仕事の両立支援
- 2 多様な人材の活躍促進と人材確保支援
 - 多様な人材の活躍促進
 - 人材確保対策の総合的な推進
 - ハローワーク窓口におけるキャリア・コンサルティング能力の向上

平成31年度全国安全週間の実施について

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開してきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上の死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別で

は陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していると考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成31年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こうゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に對し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 繼続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 幅轄工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- (エ) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロ

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

（ジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動

の活性化

- (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

労働保険年度更新は早めの手続きを!!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

平成31年度の労働保険年度更新は、6月1日（土）から7月10日（水）までの間に「平成30年度の確定保険料」及び「平成31年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5月31日（金）から7月12日（金）です。

受付時間：平日 9時～17時

電話番号：0120-008-715（フリーダイヤル）

◎申告書の作成や納付の方法等については、「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

特に、一括有期事業の申告にあたっては、請負金額により賃金総額を算定する場合、工事の開始時期により消費税の取り扱い及び消費税率等に係る暫定措置の適用の有無にご留意ください。

◎法人の行う事業については法人番号の記入が必要になりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。（法人の行う事業に限ります。）

◎平成31年4月1日以降の一括有期事業係る地域要件は廃止になりました。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室

（☎0857-29-1702）までお問い合わせください。

平成31年度 年度更新集合受付 開催日程

地区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月10日（月）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月11日（火）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月12日（水）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月17日（月）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月26日（水）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	7月 4日（木）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	7月10日（水）	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
中 部	6月14日（金）	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月19日（水）	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月25日（火）	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	7月10日（水）	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
西 部	6月13日（木）	10:00～16:00	ハローワーク米子 (大会議室)
	6月18日（火）	11:00～15:00	ハローワーク根雨 (会議室)
	6月20日（木）	10:00～16:45	ハローワーク米子 (大会議室)
	6月21日（金）	9:30～16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月27日（木）	10:00～16:00	ハローワーク米子 (大会議室)
	7月 3日（水）	10:00～16:00	ハローワーク米子 (大会議室)
	7月10日（水）	10:00～16:00	ハローワーク米子 (大会議室)

○ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

「働き方改革サポートオフィス鳥取」のご案内 ～「働き方改革」に取り組む事業主の 皆さまを支援します～

鳥取労働局では、時間外労働の上限規制への対応や年次有給休暇の年5日取得義務、非正規雇用労働者の処遇改善への対応、生産性向上による賃金引き上げ、人手不足の解消に向けた雇用管理改善など、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援の窓口として、「働き方改革サポートオフィス鳥取」を鳥取県社会保険労務士会に委託して開設しています。

労務管理の専門家である社会保険労務士が、働き方改革関連法の内容や、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、企業訪問、電話、メール、来所により無料でご相談に応じています。相談は秘密厳守で対応します。

例えば、36協定の記入方法や改正法の対応、魅力ある職場づくりのためのポイントについて、働き方改革の取組を支援する国の助成金制度を知りたい、人手不足に対応するための方策を教えてほしいなど、働き方改革全般について様々なご相談を受け付けますので、どうぞお気軽にご相談ください。

【働き方改革サポートオフィス鳥取】

鳥取市富安1丁目152 SGビル4階

電話番号 0800-200-3295

メール hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp

受付時間は9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年以降、「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年においては「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成30年の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死傷者数は1,128人、死亡者数は29人となっており、平成29年の発生状況（確定値）と比較して、死傷者数、死亡者数ともに2倍を上回る結果となりました。

また、死亡災害の発生状況を見ると、建設業などの屋

【キャンペーン期間までに実施すべき事項】

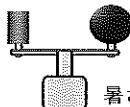
【期間】(4月1日～4月30日)		
<input type="checkbox"/> 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。	
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。	
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【キャンペーン期間中に実施すべき事項】

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、
測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> 暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/> 涼しい服装など		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようになります。	
<input type="checkbox"/> 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、
巡回などにより、次の事項を確認しましょう。

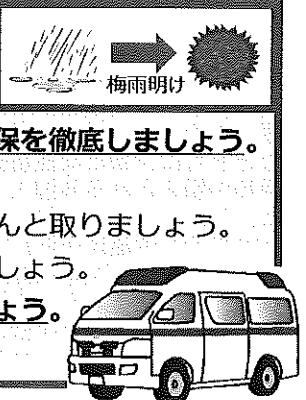
- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

 異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。



「労働時間相談・支援コーナー」について

鳥取労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様の働き方改革への取り組みを支えるための「労働時間相談・支援コーナー」を設置しております。

コーナーでは、専門の「労働時間相談・支援班」が、次のようなご相談に対応いたします。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

受付時間は8:30～17:15（土・日・祝日を除く）となっておりますのでご活用ください。

【コーナー設置場所】



鳥取労働局 労働基準部

監督課長 樽見晋平

このたび、4月1日付けで鳥取労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました樽見です。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、日頃より、労働基準行政の運営に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

当職は、厚生労働省の数理職として採用され、これまで医療費の推計や、企業年金制度の運営などを担当してきました。

鳥取での勤務は初めてですが、風光明媚な景色、美味しい食べ物やお酒、なにより鳥取の方の優しさを実感している日々です。

さて、いよいよ4月1日から働き方改革関連法が施行されました。長時間労働の抑制、過重労働による健康障害を防止することは、労働基準行政はもとより政府施策の最重要課題に位置付けられております。

また、時間外労働の上限規制については、中小企業の場合、施行が来年度からになりますが、この一年間のうちにどれだけ準備できるかが大事だと考えております。

会員の皆様におかれましては、働き方改革の推進・普及について、格別の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、貴協会並びに会員の皆様方の御健勝を心より祈念申し上げ、着任の御挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部

健康安全課長 平井美敏

このたび4月1日付けで労働基準部健康安全課長を拝命いたしました。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から労働災害防止対策の推進をはじめとする安全衛生関係業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、今年は第13次労働災害防止推進計画の2年目であり、その目標の達成に向けて、高所作業時におけるフルハーネス型墜落制止用器具の原則化等による墜落・転落災害の防止、転倒災害の防止や熱中症の防止に取り組むとともに、新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い増加が懸念される外国人労働者の労働災害を防止するため、外国人労働者に対する安全衛生教育の適切な実施など効果的な労働災害防止対策に取り組んでまいります。

また、働き方改革に関連した産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大など労働安全衛生法の改正内容の履行確保に取り組んでまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力を頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○鳥取労働基準監督署

鳥取市富安2丁目89-4 ☎ 0857-24-3211

○米子労働基準監督署

米子市東町124-16 ☎ 0859-34-2231

○倉吉労働基準監督署

倉吉市駄経寺町2-15 ☎ 0858-22-6274

【令和元年度(第47回)鳥取県産業安全衛生大会】

日 時：令和元年6月26日(水)13時15分～16時30分

場 所：とりぎん文化会館 小ホール
(鳥取市尚徳町101-5)

主な内容：各災害防止団体等の表彰

事業場からの活動事例発表

特別講演

大会宣言 など

※ 多数の皆様のご参加をお願いします。

着任のご挨拶

鳥取労働局 労働基準部

監督課長 樽見晋平

このたび、4月1日付けで鳥取労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました樽見です。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、日頃より、労働基準行政の運営に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

当職は、厚生労働省の数理職として採用され、これまで医療費の推計や、企業年金制度の運営などを担当してきました。

鳥取での勤務は初めてですが、風光明媚な景色、美味しい食べ物やお酒、なにより鳥取の方の優しさを実感している日々です。

さて、いよいよ4月1日から働き方改革関連法が施行されました。長時間労働の抑制、過重労働による健康障害を防止することは、労働基準行政はもとより政府施策の最重要課題に位置付けられております。

また、時間外労働の上限規制については、中小企業の場合、施行が来年度からになりますが、この一年間のうちにどれだけ準備できるかが大事だと考えております。

会員の皆様におかれましては、働き方改革の推進・普及について、格別の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、貴協会並びに会員の皆様方の御健勝を心より祈念申し上げ、着任の御挨拶とさせていただきます。

最後になりましたが、会員の皆様のますますのご発展を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働基準監督署

署長 仲浜弘昭

このたび、4月1日付けで鳥取労働基準監督署長を拝命しました。鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様には格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月から働き方改革関連法が施行され、時間外労働への罰則付き上限規制、年次有給休暇の年5日取得義務化や長時間労働者への面接指導の実施などが始まりました。労働基準監督署におきましては、「支援班」と「指導班」からなる「労働時間改善指導・援助チーム」を編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置し労働時間法制等に関する相談に対応するなど労働時間に係る法制度の周知及び長時間労働の是正に重点的に取り組むこととしています。

また、労働災害の防止に向け「安全『見える化』」とつどり運動」を推進することにより職場の自主的な安全衛生活動を支援していきます。

働く人が安心して、快適に働くことができる職場環境が形成されることを目指し取り組んで参りますので、会員の皆様にはより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様の益々のご発展とご健勝を祈念しまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



倉吉労働基準監督署

署長 久保田剛

このたび4月1日付けで倉吉労働基準監督署長を拝命しました久保田です。

鳥取県労働基準協会中部支部並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新しい時代がスタートした今、まさに、「働き方改革」が本格実施となりました。業務の見直しによる省力化等を進め、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等が求められますが、同時に、基本事項の順守など過去から継続されている労働災害防止対策の徹底は不可欠です。

働く人に、より安全で安心な職場づくりの取組が各企業で積極的に進められるよう行政を展開してまいります。

会員の皆様方には、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

東部支部だより

平成31年度定期会員会議を開催しました

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部の平成31年度定期会員会議を平成31年4月23日午後3時から鳥取市末広温泉町556の白兎会館で、鳥取労働局から高橋労働基準部長、周藤雇用環境・均等室長、樽見監督課長、平井健康安全課長、鳥取労働基準監督署から仲濱署長を来賓にお迎えし、委任状提出を含めて半数を超える正会員のご出席のもとに開催し、盛会のうちに終えることができました。会議では、平成30年度の事業報告および決算報告、平成31年度事業計画案および予算案の提出議案について原案のとおり承認されました。

平成30年度決算書(経常収益) 単位:円(以下、同じ)

科目	予算額	決算額	差異
会費収入	3,600,000	3,627,500	27,500
事業収益	9,200,000	12,480,528	3,280,528
雑収益	500,100	546,564	46,464
当期収入計	13,300,100	16,654,592	3,354,492
前期繰越金	6,040,821	6,040,821	0
収益合計	19,340,921	22,695,413	3,354,492

平成30年度決算書(経常費用)

科目	予算額	決算額	差異
事業費	14,156,000	13,798,171	-357,829
管理費	1,168,000	1,102,857	-65,143
予備費	4,016,921	0	-4,016,921
経常費用計	19,340,921	14,901,028	-4,439,893
収支差額	0	7,794,385	7,794,385

平成31年度予算書(経常収益)

科目	予算額	前年度予算額	差異
会費収入	3,600,000	3,600,000	0
事業収益	9,590,000	9,200,000	390,000
雑収益	405,500	500,100	-94,600
当期収入計	13,595,500	13,300,100	295,400
前期繰越額	7,794,385	6,040,821	1,753,564
収益合計	21,389,885	19,340,921	2,048,964

平成31年度予算書(経常費用)

科目	予算額	前年度予算額	差異
事業費	14,431,000	14,156,000	275,000
管理費	1,303,500	1,168,000	135,500
予備費	5,655,385	4,016,921	1,638,464
経常費用計	21,389,885	19,340,921	2,048,964

平成31年度も、東部支部の事業計画に沿って業務を推進してまいります。加えて、支部会員様へのサービス充実につながる業務を引き続き模索してまいりますので、これまでにも増して会員の皆様のご支援、ご意見、ご指導などをいただきますよう、お願いいたします。

鳥取労働基準監督署 課長着任ご挨拶

本年4月1日付で鳥取労働基準監督署の第一方面主任監督官と安全衛生課長に異動があり、新しく着任されたお二人から、東部支部会員各位へ着任のご挨拶をいただきました。

第一方面主任監督官 西川 祐輔

このたび、4月1日付で第一方面主任監督官を拝命しました。鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、4月から働き方改革関連法が施行されました。鳥取労働基準監督署では、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務など法律の詳しい内容につきまして、各企業への訪問支援や説明会の開催などを通じて、丁寧な周知を行い、円滑な施行に取り組んでまいります。

また、長時間労働の是正について、昨年度、残業が長時間に及んでいると考えられる事業場に対する監督指導を実施してまいりました。今年度も、引き続き、これら事業場に対する監督指導を徹底し、長時間労働の是正を図るための取組を進めてまいります。

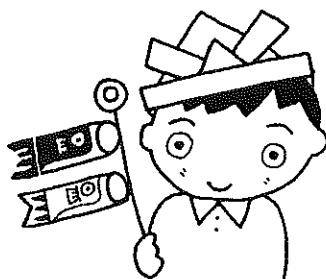
本年度も引き続き労働基準行政へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

安全衛生課長 長谷川 匡男

4月1日付で安全衛生課長を拝命いたしました。よろしくお願ひいたします。鳥取労働基準監督署管内の労働災害は平成26年以降増加傾向にあります。平成31年はこの増加傾向に歯止めを掛けるべく、労働災害の防止につながる取り組みに関して情報発信に努めて参ります。

また、平成30年は働き方改革関連法に基づく過重労働による健康障害防止措置や安全帯の取扱い、伐木作業に関する安全確保措置等、労働安全衛生法令が幅広く改正されます。これらの改正内容についても機会を捉えて分かりやすくご説明できればと思っております。

今後とも各事業場での自主的な安全衛生活動が促進する取り組みに努めて参りますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。



お気楽勉強会 ・お気軽セミナー のお知らせ

東部支部では、昨年度に引き続いて本年7月から「お気楽勉強会」と「お気軽セミナー」を開始することとしています。

「お気軽勉強会」は、労働基準法などの関係法令が分かりやすく説明してある「労働基準法のポイント」という参考書を皆で一緒に目を通しながら、ザックバランに勉強をする会です。午前中は9時から1時間、午後は1時30分から1時間を目途に勉強しましょう。午前も午後も同じ内容を勉強しますので、ご都合のよい時間帯にお越しください。

「お気軽セミナー」は、鳥取労働基準監督署の職員にご協力いただいて、その時々の労働行政の課題や問題意識などを毎回ひとつのテーマで約1時間の講義をしていた

だきます。開催時間は毎回午前10時からの1回のみです。

いずれも、無料で参加いただけますが、「お気楽勉強会」は鳥取県労働基準協会の会員様限定とさせていただきます。昨年度は、参加者が一桁にとどまりましたが、今年度も引き続き実施することといたしましたので、一度、覗きに来てみてください。

具体的な日程などは、鳥取県労働基準協会のホームページでお知らせしています。トップページの左側、上から6番目のバー「協会各支部からのお知らせ」をクリックしていただくと、その右側にお知らせファイルを置いています。ご覧ください。



協会各支部から
のお知らせ

なお、このページには、東部支部からのその他のお知らせなども取り揃えていますので、時々、覗いてみていただけたら幸いです。

続き、これら3種の事故の型の合計で全体の約6割になります。また、これら3種の事故の型は各業種においても高い発生率となりました。

次に、平成31年(3月末現在)の休業4日以上の死傷者数は、全産業で32人と前年同期と比べて、25人、43.9%減少し、各業種で減少しています。これは、昨年からの暖冬による影響で冬季の降雪・凍結による転倒等の災害発生が抑えられたことが大きく起因しており、平成31年(3月末現在)の転倒災害は前年比18件、62.1%の減少となりました。

なお、平成31年1月以降、食料品製造業で外国人労働者による労働災害が多発しています。外国人労働者の雇用に際して、労働災害防止のため、外国人労働者に対する安全衛生教育等、以下の表2を参考に適切な配慮をお願いします。

各会員事業場におかれましては、これから始まる令和元年も引き続き、労働災害を発生させないように労働災害を分析し防止対策を重点的に講じることが必要ですが、安全「見える化」とつとり運動、STOP! 転倒災害プロジェクトへの積極的な取り組みもお願いします。

西部支局

平成30年 労働災害発生状況について

平成30年(確定値)の米子労働基準監督署管内における休業4日以上の死傷者数(表1)は全産業で248人となり、前年と比べて6人、2.4%減少しました。しかしながら、この数値は過去10年間での死傷者数の平均値である238人を超えており、例年より増加している状況です。

主な業種別では、製造業、建設業、林業、保健衛生業において前年と比べて減少しましたが、卸・小売業は4.8%増加し、運輸交通業は減少がなく、この2つの業種は近年続いている増加傾向に歯止めがかかっていません。

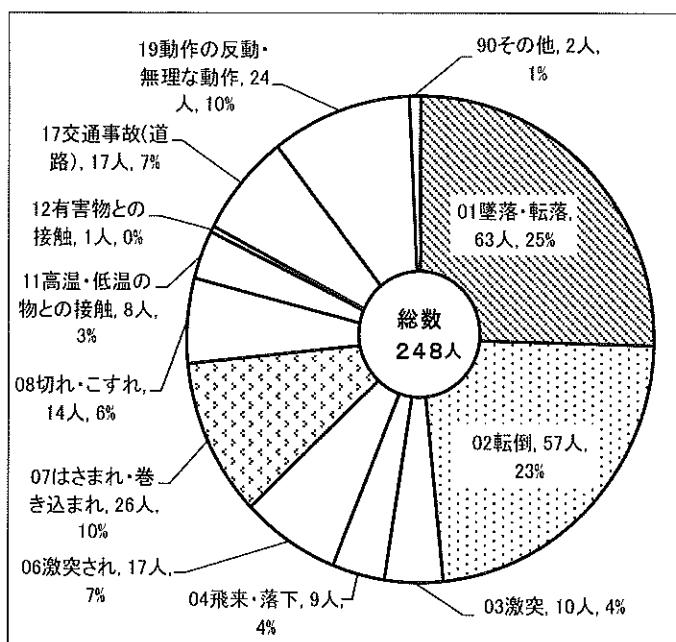
労働災害を事故の型別(グラフ)に分析しますと、全産業において、墜落・転落災害が63人と最も多く、次いで転倒災害が57人、はさまれ・巻き込まれ災害が26人と

表1 労働災害発生状況
(米子労働基準監督署管内の休業4日以上の死傷者数)

米子労働基準監督署	平成30年	平成29年	増減数	増減率(%)	平成31年3月末	平成30年3月末	増減数	増減率(%)
全産業	248	(1) 254	-6	-2.4	32	57	-25	-43.9
製造業	46	48	-2	-4.2	9	11	-2	-18.2
建設業	32	(1) 37	-5	-13.5	3	4	-1	-25.0
運輸交通業	38	38	0	0.0	7	9	-2	-22.2
林業	5	8	-3	-37.5	0	1	-1	-100.0
卸・小売業	44	42	2	4.8	7	9	-2	-22.2
清掃業・ビルメンテナンス業	11	11	0	0.0	1	3	-2	-66.7
旅館・ホテル業	9	8	1	12.5	1	2	-1	-50.0
保健衛生業	25	27	-2	-7.4	3	6	-3	-50.0
通信業・金融業等	8	5	3	60.0	0	2	-2	-100.0
上記以外のその他の事業	30	30	0	0.0	1	10	-9	-90.0

グラフ 事故の型別労働災害発生状況

(米子労働基準監督署管内の休業4日以上の死傷者数、平成30年確定値)

表2 外国人労働者のための
安全衛生教育等の配慮をお願いする事項

確認事項		
1	安全衛生教育の実施	安全教育を実施していますか。(雇入れ時又は作業内容変更時等)
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫で分かりやすくしていますか。
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のまま従事させていませんか。

平成31年度西部支部定期会員会議を開催

平成31年度西部支部定期会員会議を4月25日(木)に、皆生つるやにて開催いたしました。

来賓として、労働局から高橋労働基準部長・周藤雇用環境・均等室長・樽見監督課長並びに森下米子労働基準監督署長をお迎えして開催いたしました。

当日は、永東支部長の挨拶、来賓を代表して高橋部長と森下署長のお二人からご祝辞をいただいた後、永東支部長を議長に選出して、「平成30年度事業報告・収支決算」、「監査報告」、「平成31年度事業計画(案)・収支予算

(案)」が審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

会議終了後、樽見監督課長より「鳥取労働局の最重点施策について」、「労働時間法制の見直しについて」、周藤雇用環境・均等室長より「同一労働同一賃金の対応に向けて」、「中小企業・小規模事業者への支援策について」と題して講演をいただき、定期会員会議を終了しました。

(決算並びに予算の概要は下表のとおり。)

平成30年度決算書
(経常収益)

科目	決算額	予算額	差異
会費収入	4,087,500	4,050,000	37,500
事業収益	18,918,485	13,650,000	5,268,485
雑収益	396,434	400,300	△3,866
当期収入合計	23,402,419	18,100,300	5,302,119
前期繰越金	8,317,134	8,317,134	0
収益合計	31,719,553	26,417,434	5,302,119

平成31年度予算書
(経常収益)

科目	予算額	前年度予算額	差異
会費収入	4,100,000	4,050,000	50,000
事業収益	15,700,000	13,650,000	2,050,000
雑収益	480,100	400,300	79,800
当期収入合計	20,280,100	18,100,300	2,179,800
前期繰越金	7,949,321	8,317,134	△367,813
収益合計	28,229,421	26,417,434	1,811,987

(経常費用)

科目	決算額	予算額	差異
事業費	22,201,369	16,248,380	5,952,989
管理費	1,568,863	1,562,880	5,983
予備費	0	8,606,174	△8,606,174
経常費用計	23,770,232	26,417,434	△2,647,202
収支差額	7,949,321	0	7,949,321

(経常費用)

科目	予算額	前年度予算額	差異
事業費	18,204,080	16,248,380	1,955,700
管理費	1,448,920	1,562,880	△113,960
予備費	8,576,421	8,606,174	△29,753
経常費用合計	28,229,421	26,417,434	1,811,987

中部支部だより

平成30年の中部地区の労働災害発生状況について

平成30年の中部地区の労働災害は、全産業で、死亡災害は1件（平成29年は0件）、休業4日以上の死傷者数は96件（平成29年より16件、20%増加）となりました。

平成30年の労働災害の特徴と労働災害防止の留意点について倉吉労働基準監督署より説明を受けました。

発生状況を業種別でみると、建設業（22件）、製造業（18件）、保健衛生業（16件）の順に多くなっています。

発生状況を事故の型別でみると、「転倒」、「墜落・転落」、「はざまれ・巻き込まれ」の順で多く、この3つの事故の型で、全体の約6割を占めました。

昨年よりも労働災害が大きく増加した業種として、道路貨物運送業が7件（平成29年より5件増加）、林業が5件（平成29年より4件増加）、卸・小売業が12件（平成29年より7件増加）、通信・金融業が4件（平成29年より4件増加）となりました。

業種と事故の型の関係でみると、道路貨物運送業では「墜落・転落」が4件、林業では「激突され」が2件、卸・小売業では「転倒」が8件、通信・金融業では「転倒」が3件でした。

各業種で多く発生する事故の型が異なるので、それぞれ業種で異なる災害防止対策を考える必要があります。

道路貨物運送業での墜落・転落災害はすべて荷役作業中のトラックの荷台や積荷の上で発生しています。厚生労働省が策定する「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では墜落・転落による労働災害の防止対策として、荷締め、ラッピング等は荷や荷台の上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする、荷や荷台への昇降は三点確保を実行する、荷台への昇降は、昇降設備を使用する等の遵守事項を定めています。当ガイドラインに基づいた作業手順を定め徹底を図ることが重要です。

林業では、安衛則に基づく措置が講じられていないことにより伐木作業中に立木等が作業者に激突する等の災害が多数であり、伐木作業時には、伐倒時の退避場所をあらかじめ選定すること、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他の作業中に危険の生じるおそれのあるものを取り除くこと等、安衛則に基づく措置の徹底を図ることが重要です。また平成31年度にはかかり木処理の措置が新設される等、伐木等作業における措置が法改正されることとなっています。

卸・小売業と通信・金融業では、両業種16件のうち転倒災害が11件であり、平成30年1月から3月に集中的に発生しています。多数が道路の凍結により発生したもので骨折などの重傷となっています。

転倒災害については特定の業種に限らず全業種で発生するものです。特に冬季の降雪時に集中して発生する傾向があるので、履物を滑りにくいものにする、転倒防止用のマットを設置する等の対策をするだけでも労働災害を防止できると思われます。

4～5月は人事異動等で慣れない環境でのスタートとなります。落ち着いて行動できるよう心掛けましょう。

中部支部定期会員会議を開催

去る4月21日（木）、倉吉シティホテルにおいて定期会員会議を開催しました。

来賓として、鳥取労働局から高橋労働基準部長、周藤雇用環境・均等室長、樽見監督課長並びに久保田倉吉労働基準監督署長をお迎えして、盛大に開催されました。

議長に（有）吉村オートサービスの吉村氏を選出して、次の議案について審議し、いずれも異議なく承認されました。

- ①平成30年度事業報告及び収支決算
- ②令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）

また、会議の終了後、周藤雇用環境・均等室長並びに樽見監督課長から当面の行政課題について説明を受けました。

平成30年度 収支決算書

（経常収益）

科 目	予 算 額	決 算 額
会 費 収 入	2,980,000	2,968,838
事 業 収 益	6,830,000	7,344,167
雑 収 益	210,000	263,716
当期収入合計	10,020,000	10,576,721

（経常費用）

科 目	予 算 額	決 算 額
事 業 費	8,976,000	8,996,101
管 理 費	716,000	650,015
当 期 費 用 合 計	9,692,000	9,646,116

令和元年度 収支予算書

（経常収益）

科 目	予 算 額（令和元年度）	決 算 額（平成30年度）
会 費 収 入	2,950,000	2,980,000
事 業 収 益	7,250,000	6,830,000
雑 収 益	200,000	210,000
当期収入合計	10,400,000	10,020,000

（経常費用）

科 目	予 算 額（令和元年度）	予 算 額（平成30年度）
事 業 費	9,196,000	8,976,000
管 理 費	738,000	716,000
当 期 費 用 合 計	9,934,000	9,692,000

特別教育・研修等のご案内

中部支部では、次のとおり特別教育・研修等の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ①巻上げ機運転業務特別教育（2日間）

（学科）6月5日（水）、（実技）6月6日（木）

- ②安全管理者等研修 6月21日（金）

- ③職長（安全衛生責任者）教育（2日間）

7月11日（木）、7月12日（金）

- ④リスクアセスメント実務研修

7月19日（金）

【申込み・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

（☎）0858-22-9054